

## 平成 29 年度 離島観光活性化促進事業 国内チャーター便支援事業実施要綱

制定日 平成 29 年 4 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）が実施する「国内チャーター便支援事業」（以下、「当事業」という。）について、沖縄県内離島への国内チャーター便を使用する旅行会社に対して助成金を交付するための必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 離島への交通アクセスを拡充し、県外から沖縄県内離島への観光客のさらなる誘客を図ることを目的に、離島航空路線のプログラムチャーター化または定期便化に向けた取組みと、特定離島チャーター商品の販売促進および市場における定着化、継続化に向けた支援を実施する。

(事務取扱者)

第 3 条 当事業は、沖縄県及び OCVB を所管とし、OCVB 誘客事業部営業推進室国内プロモーション課が事務の取り扱いを行う。

(助成対象事業者および対象商品)

第 4 条 当事業の助成対象となる事業者（以下、「助成対象事業者」という。）および、助成対象となる商品（以下、「助成対象商品」という。）は、原則として次に示すことを条件とする。

- 2 定期便未就航路線の国内チャーター便を利用した離島旅行商品であること。
- 3 旅行業法第 3 条に基づく登録を受けている旅行業者であること。
- 4 出発空港が国内空港であり、到着空港が沖縄県内離島空港であること。  
ただし、沖縄県外からの旅客であることが 9 条 1 項(2)の名簿により確認可能であれば、沖縄県内空港を離発着するチャーター便も対象とする。
- 5 助成対象商品の広告宣伝物には、原則として下記クレジットおよびリトハクログ（ロゴデータは適宜提供）を掲出し、当財団が運営する離島観光情報サイト「リトハク」への誘導施策を含むこと。URL:<http://ritohaku.okinawastory.jp>  
クレジット：「協力：沖縄県・（一財）沖縄観光コンベンションビューロー」  
※スペースの制限がある場合は「協力：沖縄県・OCVB」でも可。

ロ ゴ：



【コピーセット Ver】



【コピー 横置き Ver.】

※クレジットの書体、入れ方等は自由。ただし、文字が潰れないように注意すること。

※校了前にロゴ、クレジットの仕様について必ずOCVBに事前確認を行うこと。

※選定した広告掲載媒体の仕様上や申請時期の都合上、クレジット・ロゴの掲出が難しい状況が生じた場合は、申請書中にその旨を記載し、OCVBの承認を受けること。

受理書を通知後、このことが判明した場合は、ただちにOCVBへ報告し、承認を受けること。

- 6 異なる助成対象事業者から同一の取扱い入域客情報が複数申請されている場合は、助成対象外とする。また、対象商品について、異なる支援事業からの助成を申請している場合も、助成対象外とする。
- 7 当事業は申請主義とし、OCVBからの連絡の有り無しにかかわらず、申請する事業者が所定の申請書類を提出しなければ助成対象として認められない。

(助成対象期間)

第5条 当事業は、平成29年4月3日から平成30年2月28日を助成対象期間とする。

- 2 申請総額が予算額を超過する場合には、助成対象期間内であっても受付を終了し、その取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1)原則として、予算額を超過した日を受付終了日とする。その日に提出された申請は公平を期するためにすべて受付しない。
  - (2)受付終了日の連絡は、終了が見込まれる日より原則10日前にOCVBホームページにて通知する。
  - (3)有効な申請は、受付終了日前日までに「申請書類等の原本が不備なくOCVB本社担当窓口へ提出されているもの」とし、捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請又は問い合わせ中の申請については一切を受け付けしない。

(当事業の助成額)

第6条 当事業の助成額は、取扱い入域客数1名当たり次のとおりとする。

	助成対象便 (定期便未就航路線)		助成額／1名
	出発空港 <sup>※1</sup>	到着空港	
(1)	国内各空港	宮古空港 南ぬ島石垣空港	3,000円
(2)	国内各空港	上記(1)以外の 沖縄離島各空港	5,000円
(3)	国内各空港を出発し、 給油目的で他県空港を 経由する場合 <sup>※2</sup>	上記(1)以外の 沖縄離島各空港	7,000円

※片道のみチャーター、または給油目的以外に他県空港を経由するツアー行程の場合、助成額は半額とし、その両方に当てはまる場合、助成額は1/4とする。

※上表金額には、消費税及び地方消費税を含まない。

※1 出発空港は全て沖縄県内各空港を含む

※2 以下、「テクニカルランディング」という

- 2 当事業の申請は予算の範囲内の執行とし、受付順とする。
- 3 本条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。
  - (1)座席未使用旅客（インファント）
  - (2)添乗員等
- 4 実績に関係なく、第8条で決定された受理額を超えて助成することはできない。ただし、沖縄県とOCVBが協議し変更が必要と認めた場合は、変更することができる。

(申請書の提出)

第7条 申請は、原則として国内チャーター便運航予定日から起算して10日前までに、次に示す書類を提出すること。4月から5月末までに実施された分の申請については、平成29年6月30日を提出期限日とし、それ以降に提出されるものは受付しない。

提出先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 営業推進室 国内プロモーション課 渡辺宛

提出書類
(1) 申請書（様式第1号）
(2) 会社概要
(3) 旅行商品の概要（チラシ/新聞広告/ネット広告等）
(4) 旅程表※旅行行程表の中には、旅行会社名、担当者名、旅行日程（日付・出発空港・経由空港・到着空港・便名・宿泊地）を明記すること。

- 2 全ての提出書類は原則原本で提出されるものが有効であり、FAXやメール等で送信された書類は受付しない。

(申請の受理)

第8条 OCVBは、第7条により提出された申請書類を審査し、その結果を受理書により助成対象事業者へ通知する。

- 2 OCVBが発行した受理書は交付予定を示すものであり、すべて助成対象となるわけではない。
- 3 OCVBが助成対象事業者へ受理書を通知後、何らかの事情によりやむを得ず申請内容の変更および取り下げをする場合は、変更・辞退承認申請書(様式2)を速やかに提出し、OCVBの承認を受けること。

(実績報告書の提出)

第9条 助成対象事業者は、国内チャーター便運航終了日から起算して原則30日以内（ただし運行終了日が平成29年5月31日（水）以前の場合は平成29年6月30日（金）まで、平成30年2月7日（水）以降となる場合は平成30年3月9日（金）まで）に、次に示す書類をOCVBに提出すること。提出期限日までに提

出されない場合、助成しない。

提出先：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 営業推進室 国内プロモーション課 渡辺宛

提出書類
(1) 実績報告書（様式第3号）
(2) 取扱い入域客情報名簿
(3) 航空会社との契約書の写し
(4) 団体用航空券の写し
(5) 広告宣伝物（4条5項に掲げるクレジット・ロゴなどを記載したものが ある場合）
(6) テクニカルランディングを証明する書類写し [6条1項(3)に該当する 場合]

- 2 全ての提出書類において、原本で提出されるものが有効であり、FAX やメール等で送信された書類は受付しない。

（交付の決定）

第10条 OCVBは第9条により提出された実績報告書類を審査し、助成交付金を確定する。

- 2 OCVBは助成が適切と判断したものについて、助成額を確定し、交付決定通知書をもって助成対象事業者へ通知する。
- 3 提出期限日を過ぎての提出や、書類不備、申請内容と著しく相違がある等、OCVBが助成は適切ではないと判断したものについては、第8条における受理書があっても、助成金の一部又は全額は交付しない。

（助成金の請求及び支払い）

第11条 OCVBは確定した助成金について、助成事業者から提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に助成事業者が指定した金融機関の口座へ、助成金を振込むものとする。

（書類の管理）

第12条 助成の交付を受けた事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に事業年度終了後5年間（平成30年4月～平成35年3月末迄）保存しなければならない。

（交付の取消し及び返還）

第13条 OCVBは、次に示す条件に該当した場合、助成対象事業者に対して助成交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 申請書又は実績報告書で示した内容に虚偽があると認められた場合
- (3) OCVBが独自に調査した内容と、助成対象事業者の申請内容に違いが見られた場合

(調査)

第14条 OCVBは必要に応じて、助成対象事業者に対し、当事業が正しく行われているかどうか調査することができる。調査に協力できない場合は、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(免責事項)

第15条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVBは一切関与しない。

(その他)

第16条 当事業を運用するにあたり、次に示すものが該当した場合は、沖縄県とOCVBが協議して事項を決定する。

- (1) この要綱に定めていない事項が発生した場合
- (2) この要綱に定める事項において、判断が困難な場合

附 則

- (1) この要綱は、平成29年4月3日から適用する。